

○宮崎大学工学部就職支援委員会規程

〔 令和元年 11 月 21 日  
制 定 〕

改正 令和 3 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学工学部（以下「本学部」という。）及び工学研究科の学生の就職支援等に関する事項を審議するため、本学部に設置する宮崎大学工学部就職支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の就職支援に関する活動の企画・立案
- (2) 学生の就職支援に関する情報の収集・広報活動
- (3) 学生のキャリア形成に関すること。
- (4) 学生のインターンシップ（授業科目としてのインターンシップを除く。）に関すること。
- (5) その他学生の就職支援等に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各プログラムから選出された教員 1 人
- (2) 学部選出の宮崎大学キャリアサポート専門委員会委員
- (3) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第 2 号の委員は、同項第 1 号委員を兼ねることができるものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 8 条 委員会に、必要に応じワーキンググループを設置し、取組の企画・推進を行うことができる。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、本学部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月21日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。